

第百三十六回国 参議院農林水産委員会會議録第四号

平成八年三月二十六日(火曜日)

午後一時一分開会

委員の異動

三月十四日

辞任

岩永 浩美君

林 芳正君

松村 龍二君

補欠選任

北岡 秀二君

浦田 勝君

山本 一太君

三月十五日

辞任

北岡 秀二君

山本 一太君

補欠選任

狩野 安君

松村 龍二君

三月十八日

辞任

狩野 安君

補欠選任

岩永 浩美君

三月二十二日

辞任

松村 龍二君

三浦 一水君

補欠選任

下稻葉耕吉君

中原 爽君

三月二十五日

辞任

下稻葉耕吉君

中原 爽君

補欠選任

松村 龍二君

三浦 一水君

出席者は左のとおり。

委員長 鈴木 貞敏君
理事 青木 幹雄君
服部三男雄君
風間 昶君
常田 享詳君
谷本 巍君
井上 吉夫君

委員

衆議院議員

農林水産委員長

松前 仰君

國務大臣

農林水産大臣

大原 一三君

政府委員

農林水産政務次官

野間 昶君

農林水産大臣官房長

高木 勇樹君

事務局側

常任委員会専門員

秋本 達徳君

説明員

農林水産大臣官房審議官

房審議官

農林水産大臣官房審議官

竹中 美晴君

本日の會議に付した案件

○農林水産政策に関する調査(畜産物等の価格安定等に関する件)
○畜産物価格等に関する決議の件

○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(鈴木貞敏君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。その去る十四日、林芳正君が委員を辞任され、その補欠として浦田勝君が選任されました。

○委員長(鈴木貞敏君) 農林水産政策に関する調査のうち、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、質疑を行います。

○菅野久光君 ちよと都合で自民党さんにお許しをいただいて先に質問させていただきます。便宜を図っていただきましたことにまずお礼を申し上げたいと思います。

例年のこととございますけれども、三月の末のいよいよ畜産価格を決定する時期になってまいりました。きょうは食肉部会、あすは酪農部会というときを迎えました。

私は出身が北海道でございますが、北海道では酪農しかやれない地域があるわけです。特に稚内の近くの天北あるいは網走の北紋地区といいますが、北見、紋別のあるあの辺の地域だとか、あるいは根室、釧路の根釧地域、こういうところは酪農しかやれないわけです。ほかの作物は育たないわけでございます。この畜産価格がどうなるかということ、即酪農家の経営そのものがどうなるかということに深くかかわっております。

特に政府の支持価格、これを引き下げるといって来ているわけでございますけれども、しばらくの間は加工原料乳の価格の据え置きということで来ておりますが、ちよとよくならずと生産調整が実施されるということで意欲が

その段階でそがれる、あるいは牛肉の輸入自由化の問題、乳製品の関税の問題など、酪農・畜産経営は非常に厳しい経営環境に直面しているわけでございます。そして、生き物を扱っているだけに、とにかく年がら年じゅう休みなし。そして、牛の場合には自然分娩というのがなかなか困難でございます。子牛が生まれるときには徹夜して分娩のお手伝いをしなくちゃいけないというように非常に労働時間が長いわけでございますけれども、しかしそれに比べて所得が非常に少ないわけでございます。そういうことですが、やはり生来牛が好きだあるいは酪農が好きだ、どうしてもこれでやっていこうという意欲に燃えた方々もいますけれども、長い間そういうような状況が続きますと、もうこれ以上はやっておれないということとで離農される方も年々ふえていっているというような状況であります。

昨年の十二月には、平成十七年度を目標として酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針、いわゆる酪肉近代化方針が公表されました。しかしこれは、それを裏づける政策的な支援がどうしても必要なのでございます。いわば一年一年の計画では非常に金額も多くなる経営でございますから、何とか中長期的な見通しが立つような政策というものを農民の人たちは大変望んでいるわけでございます。

そういう中で、当面する平成八年度の畜産物の価格の決定に当たって生産現場の実情を十分に把握して適切に対処する、酪肉近代化方針を決めた最初の畜産価格でございますから、そういうことが大事だということに思いますけれども、そういうことについてどうのように考えておられるか考えを承りたい、このように思います。

○政府委員(野間昶君) 今回の酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針は、ウルグア

イ・ラウンド合意の実施や消費者ニーズの変化などの情勢変化を踏まえまして、今後の我が国酪農、肉用牛生産の安定的な発展を図っていくために、一つには国内生産につきましては生産性の向上を図りながら持てる力を最大限発揮して可能な限りの拡大に努めていくということ、経営感覚にすぐれた効率的、安定的経営体により生産の大宗が担われる生産構造を実現していく、もう一点は国産品の有利性を生かして良質、安全、新鮮な生産物を適正な価格で供給していくことを基本的な展開方向といたしておるのであります。

この新たな基本方針に即して、我が国酪農及び肉用牛の生産の健全な発展を図るためには、地域畜産構造の再編と総合的な流通・消費対策の展開を図っていくかなければならない、またコスト低減を図るための畜産基盤の総合的整備の推進、畜産環境対策の充実強化、価格安定対策、流通・飼料対策の適切な実施を図っていくなどに重点を置きまして、各般の施策を展開させていただき考えてまいります。

○菅野久光君 いずれにしろ、酪農家の人たちが本望に希望を持って営農ができるというふうな状況を何とかしてつくり出していかなければならぬというふうな思っているわけです。

余り時間がないので、加工原料乳の価格を決めるに当たっていつも問題になるのは労働費の算定の仕方なんです。毎動統計の調査産業計の五人以上規模の平均の労賃単価を用いているということなんです。

実は十五、十六日と私どもの党で根室の中標津に調査に行っていました。その調査の中でいろいろお話を聞きますと、例えば平成七年度の生乳生産原価、牛乳販売量三百四十トンで一キロ当たり生産原価七十七円五十銭、そして総収入二千六百三十五万円、そしてそれぞれの項目を差し引いて家族労働費は六百一十一万三千円になっております。これは三人で働いているということですから三人で割りますと一人二百三十七万円、それから二・五人の場合には一人当たり二百四十

四万五千円、そういう労賃にしかならないわけでございます。

また、中標津町の一人平均の農業所得ですが、総収入三千四十六万八千円、そして経費などを差し引いていきますと、一人の平均所得が六百四十三万五千円、これを三人で割りますとやっぱり二百十五万円ということになります。

そうしますと、例えば中標津町の場合、公務員の所得が六百万、平均的な勤労者の所得が四百二十六万、そして酪農生産者が二百十五万。そして勤労時間は、公務員が二千時間、それから一般の勤労者も二千時間、そして酪農生産者は二千五百時間、ちょっと少ないんじゃないかと思いが、これで割りますと、一時間当たりの労賃は、公務員は三千円、勤労者は二千三百円、そして酪農生産者は八百六十円です。

このように、毎動統計を使っていると言いながら、実態はこのように違うということは、やっぱり生産費の労賃のとり方について今のようなやり方ではないのかどうか。生産現場の農民の人たちは非常にそこに乖離があると、実態はそんなものじゃないという思いを非常に強く持っているわけなんです。

この中でも、同じ人間が飼育家族労働と飼料作物の家族労働の評価については、例えば金額が違ふだとかそういうさまざまな問題があつて、この生産費が低く算定されるということに強い不信を抱いておられますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○説明員(竹中美晴君) 家族労働費の評価の問題でございますが、酪農における、特に飼育家族労働につきましても、その労働が年中無休であるとかあるいは拘束的であるという特殊性がございます。そういったことも十分勘案をいたしまして、保証価格の算定におきます特別な配慮として、主要加工原料乳地域における製造業五人以上規模の労賃で評価をいただきたいと思います。

○菅野久光君 理解をしてくれと言われても、実

態とはかなり乖離した労賃だということは先ほど私が言ったことでもおわかりいただけるのではないかとおもうに思っています。

このことについては今ここで論争をする気持ちはありませんが、いずれ別な機会に労賃のとり方とかそういうものが今のままでいいのかどうかということ、じっくり生産費の問題についても議論をする必要があると私は思っております。

それから、生乳取引の問題でございますけれども、乳脂肪率で取引をしているんですが、やはり実態を適正に反映するために無脂乳固形分などを加味した乳成分取引へ移行してもらいたいという要望が農民に非常に強いわけでございますけれども、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○説明員(竹中美晴君) 価格算定に用います乳量の問題でございますが、保証価格の算定におきましては、それが財政支出を伴う行政価格でございます、それが一定の規格のものについて価格を設定する必要があるので、現在、乳脂肪率三・五%に換算した乳量百キロ当たりの生産費を基礎としているところでございます。

これを御指摘のように無脂乳固形分等、乳成分を加味した乳量に変えるべきである、そういう御意見かと思いますが、現状ではこの乳成分取引はまだごく一部の地域で、今年度でいいますと四道県で実施されている状況でございます。

そういう状況でありますことに、生産者と乳業者間で設定されております取引基準は地域ごとにまちまちでございます、なかなか基準の統一が困難であるという問題がございます。そういうことからのいたしまして、現状で乳成分取引に即した乳量に変えるということとはなかなか困難ではないかというふうに考えております。

○菅野久光君 非常にそういう要望も強いし、そ

あと厩肥の副産物評価の扱いについてですが、ふん尿を肥料として評価して費用化計算を行っておりますが、この近年の急速な生産性向上に向けて規模拡大によって十分に厩肥を肥料として活用できない、あるいは新たな処理費用がかかっているという実態などをどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(福島啓史郎君) 先生御質問の畜産物生産費調査におきましては、御指摘のように、厩肥を自家利用した場合あるいは販売した場合に副産物として評価しておりますけれども、廃棄したものにつきましては副産物として評価していません。

したがって、廃棄した厩肥につきましては、廃棄のための運搬費用であるとか、あるいは引き取ってもらった場合の引き取り料、そういったものは生産費の中に計上しているわけでございます。

また、厩肥を最近では手を加えて販売している場合もあるわけでございますが、その場合にはその加工経費なども生産費の経費の中に計上しているところでございます。

○菅野久光君 一応やることはやっているということではあると思うんですけども、その辺がなかなか納得のいく形にはなっていないように私もいろいろ話を聞いて思いますので、今後この問題についても詰めていかなきゃならない問題だと思っております。

時間がないので、酪農経営合理化特別対策事業というのをキロ二円で行っておりますが、これはぜひこのしもやってもらいたいという要望が強いということも申し上げておきます。それから、加工原料乳の限度数量の確保も、現行の二百三十万トンは何としても確保してほしいという要望が非常に強いわけでございます。

一番基本になる原料乳価でございますけれども、これも現行価格をしっかりと守ってもらいたい。確かに昨年度は酪農は幾らかよかったですね。それで本当にことはまあよかったですね。

声を私どもも聞いております。それだけに、そういう気持ちに水をかけるような価格の設定をやれば、生産意欲、酪農の経営意欲というものを失ってしまうのではないかと、そのことを私は大変恐れています。

ガット・ウルグアイ・ラウンドで足腰の強い農業ということで六年間の対策を今進めておりますが、その期間中にやっぱり足腰をしっかりと強いものにして、この対策が終わった後十分に自由化に耐え得るような体質にしていかなければならないと思っております。その最中に水をかけるような価格の決定ということは今やるべきときではないなというふうに思っております。

不足払いの制度をどうするんだという大変大事な問題もありますけれども、特にガットの対策期間中だということをお私に強く念頭に置いてこれら問題に対応していかなければならないのではないかとこのように思っております。

それから、行ってやっぱり感ずるのは、労働時間が今千八百時間の時代に、三千時間を超える酪農家がたくさんあるということです。このためにいわゆるヘルパー制度をつくったわけでございますけれども、この利用も平均して六・四日というふうな話も聞いております。これは一つは、やっぱりヘルパーを頼むためにはそれ相応の経費がかかるわけですね。とてもそれだけの経費を負担することができないという面が一つはあります。

それから、私は酪農の人たちにも言っているんですが、農家自身の意識も変えなくちゃいけない。それは、自分が育てている、扱っている牛は、人に預けられないという気持ち、それも強くあるわけですね。ですから、そのところはやっぱり意識を変えてもらわなければならぬ。そのためには、ヘルパーの使用というものをある程度計画的に、例えば年間十日なら十日、十五日なら十五日というものが使えるように、そして使った場合の費用をどうするかという問題なども含めてやれば、ヘルパー組合も計画的な運用ができるわけ

けですし、また、このことは私は担い手対策の一つでもあるというふうに思っています。担い手対策は担い手対策で一つのちゃんと言算を持ってやっているとありますが、私はこれは別々のものではないんじゃないかなというふうに思っています。

ですから、基本的に酪農家の労働時間を下げていく、そして所得をしっかりと確保していく。新農政のときに、生涯二億五千万円というところで、年間六百万から七百万ぐらいの所得と言ったんですが、先ほどのように、二、三百万そこそこの所得ですから、とてもそんなことにはなっていないかと思っております。やっぱり、労働時間の短縮、そして収入の確保、ここをどうやっていくかということがこれからの酪農振興にとって大事なことだと思っております。その辺についてお考えがあれば承って私の質問を終わりたいと思っております。

○説明員(竹中美晴君) 酪農(ヘルパー)制度につきましては、酪農家の労働を軽減するという意味で大変有効な手段の一つというふうに考えております。そういう観点から、国といたしましては既に御存じのとおり、平成二年度に利用組合の運営費助成等のヘルパー制度の支援のための基金を造成いたしました。それ以来各般の施策の充実を図ってきているところでございます。そうした施策を活用して、ヘルパーが十分活用されるように我々としても取り組んでいきたいと考えております。

○谷本龍君 飲用乳価の問題を中心に若干伺いたいと存じます。

ことしの一月、大手三社が飲用乳価の大幅引き下げ通告を行ってまいりました。先週、飲用乳価の価格動向に影響を持ちます関西市場の調査に入つたのでありますが、メーカーが挙げている第一の理由は、需給緩和ということにありました。飲用乳の需給緩和と関連がございますのが、保証価格の動向がどうなっているかということ、限度数量がどのように決定されるかということが大きいとされておるのであります。

新年度の場合に、数量枠でいいますと、二百四十五万トン必要だという声もあります。枠

が小さ過ぎますという、飲用乳価引き下げの要因にもされていきかねないという状況があるわけであり、制度的には保証乳価とそれから限度数量というものは飲用乳価とも連動するといふ関係にはないというのが制度上の建前であり、それから、そういう建前をきちんと踏まえながら決定に当たっていただきたいと思います。いかがでありますでしょうか。

○説明員(竹中美晴君) 加工原料乳の限度数量の設定に当たりましては、法律の規定に基づきまして生産者補給金を交付しても確保すべき加工原料乳の最高限度という考え方を基本にいたしまして、最近の生乳の生産事情とか飲用牛乳や乳製品の需給事情、そうした経済事情を十分考慮いたしまして、明日開催されます畜産振興審議会の御意見も聞いた上で決定してまいりたいと、そういうふうに考えております。

○谷本龍君 それから、飲用乳価との絡みの問題でもう一つ二つ重要な問題があるのであります。その一つは、余乳処理施設を持たないメーカーがかなりあるということであり、やっぱり、この施設は整備をいけませんといけないうらう。したがって、その辺どう考えているかというところ。

もう一つは、古くからインキ牛乳と言われてまいりました還元乳の出回りを抑制していきまさんと公正な価格決定ができないという問題があることでもあります。もともと還元乳は生乳不足の際、やむを得ざる対応としてこれがスタートをしてきたという経過があるわけでありまして、したがって、正常な需給状態、あるいはまた過剰な状況という場合には、当然抑制されてしかるべきだと思っておりますが、どのように認識されておるか。

それからまた、先般、全酪の長岡の工場でありましたか、成分無調整牛乳という表示をして販売されていたものに還元乳が少々含まれていたというところで処分を受けました。この種の調査は、今後ともやはり厳しくかつ全国的にやっていくべき

だと思っておりますが、いかがでありますでしょうか。

○説明員(竹中美晴君) 生乳の流通でございますが、最近、県域を越えた広域流通ということがふえてきておるわけでございますが、今後、国際化の進展を踏まえまして、我が国の酪農、乳業の国際競争力の強化を図ってまいりますためには、こうした生乳の広域流通に対応した集送乳の合理化を図りますとともに、季節的な需給ギャップ等により生じた余剰生乳の適切な処理が重要な課題になってきております。

そこで、県域を越えたブロック単位での需給調整体制の整備という観点から、八年度予算におきましても、広域需給調整施設整備対策を講ずることについてお話しして、余乳、余剰生乳の処理施設とか、あるいは一時的なクローラー・ステーションのような処理施設、こうしたものを整備していく考えでおるわけでございます。

それから、還元乳の問題について御指摘がございました。国といたしましては、飲用牛乳は極力生乳で賄うという基本的な考え方に基づいて、都道府県に対してもそうした観点から指導をしております。

ただ、バターとか脱脂粉乳等に水を加えて生乳と同等の成分を持つように調整した還元乳につきましては、これは濃厚牛乳や、あるいは逆にローファットミルクのようなものを求める消費者のニーズがあることも事実でございます。そうしたニーズへの対応とか、あるいはまた地域的、季節的な生乳不足に対応する必要がある、そういった観点もございまして、還元乳というものを一切全面的に規制することはなかなか難しい面がございまして。

いずれにしても、極力、国産の生乳を使用した牛乳・乳製品の消費拡大には今後とも努めていきたいと考えております。

○谷本龍君 それから、大臣に伺いたいのであります。飲用乳価を決定していくルールをどう確立するかというところであります。

ない。じや、六月まで決めるそうですが、七月以降はどうだというと、これもアメリカのいわゆる穀物、シカゴ相場に出るまでには、新穀物が出るまでにはさらに時間があるわけでありまして、その間の見通し等も勘案しながら適正に決めていかなければならぬと。

先ほどから服部委員御指摘のように、畜産は農業の、特に畜産県と言われているところが五割以上超えているわけなんです。日本全体でも農業生産の三割五分近くを占めているわけでありまして、この問題は極めて農政にとつては重要な課題でございまして、私も精力的に、各般御意見がございまして、委員の御指摘のような点も踏まえながら決定をしまいたい、かように考えております。

○服部三男雄君 続きまして、牛乳の問題です。酪農関係ですけれども、これはそれこそ飛躍的に技術の進歩とかあるいは日本ではなほじきにいと云われおりながら規模拡大を実現できたわけです。その結果は、やっぱり当然牛乳の生産費の低下ということにつながつてまいりました。しかし、牛という、乳牛という生き物が相手でありまして、非常に労働時間が長時間に及ぶ、過重となつてくるというような傾向と、一方では規模拡大したけれどもそういう酪農農家自体が減つてきているというようなことを考えますと、必ずしも酪農についてもそう楽観視した状況にあるとは到底言えないだろうと思つております。

○國務大臣(大原二三君) ただいま特に乳価について基本的には触れたつもりでございましてけれども、先ほどから各委員の先生方から御指摘がございまして、将来、農業生産、労働時間を千八百時間、都市労働者並みに持つていきたい、こう言つておりながら、特に酪農家の実態は三千時間

をはるかに超えるケースがございまして。そういうことを考えると、構造政策もさりながら、やはり価格政策が十分機能しないとそういうことも非常に難しいし、さらにはまた後継者を得るのも非常に難しい、そういう実態に私はあると思つております。

そういうことを踏まえながら、今晚、何時までになるかわかりませんが、もとよりいろいろ財政当局とも折衝しなきゃなりませんし、精力的に詰めてみたい、こう考えております。

○服部三男雄君 時間の関係で最後の質問になりますけれども、ことしの三月九日に全酪連の長岡工場の水増し牛乳問題というのが発生いたしました。新聞で取りざたされまして社会問題化したことは委員、政府関係者も記憶に新しいところでありますけれども、これは国民の間にやっぱり不信を巻き起こしたことも避けられない事実だと思つております。

牛乳というのは生ものでありますから、国際競争という点では余り考えられない。そういう意味ではありがたい品目でありまして、我が国酪農のメリットというのを生かすやすい分野ではなからうかと思つております。また、今後も国民の健康を考えますと牛乳の需要拡大ということを図つていかなきゃいかぬと考えるわけでありまして、生産者初め関係者が一体となつて頑張つてきた時期にこういう問題が起こつたことは極めて遺憾なんです。農水省としてはこれにどのように対応し、今後どのように再発防止のための対策を講ずるのかというお考えを尋ねまして、私の質問を終わりたいと思つております。

○説明員(竹中義晴君) 全酪連の長岡工場におきましては、三月九日に、生乳に脱脂粉乳、生クリーム、水を加えたものを牛乳として販売していったということが判明したところでございまして。今、先生のお話にもございましたように、関係者が飲用牛乳の消費拡大に懸命に取り組んでおります中で、こういう牛乳に対する著しい不信感を招来するような不祥事が起きましたこと、本当に大

変遺憾に存じておるところでございまして。農林水産省といたしましては、事件の発生を承知いたしました三月九日の夕刻、直ちに厚生省とも協議の上、長岡工場の操業の停止と製品の回収を全酪連に対して指導したところでございまして。また、三月十一日付で地方農政局、都道府県等に対して、飲用牛乳を製造販売しているすべての乳業工場に対する実地調査を行うよう指示したところでございまして。

実地調査につきましては、現時点で既に八割の工場で調査を終了いたしました。これらにつきましては特に不適正な事実はないという報告をいただいております。残りの工場につきましては、今月中には調査を終了すべく指示しているところでございまして。

私もどなたもいたしましては、こうした実地調査の結果を十分踏まえまして、今後こういう事態を再び招くことのないよう指導に万全を期しまして、消費者の飲用牛乳に対する不信感を払拭してまいりたいと考えております。

○阿曾田清君 平成会の阿曾田でございます。今までそれぞれ質問がありまして、ダブるところがあるかと思つておりますけれども、御了承いただきたいと思つております。

酪農あるいは肉用牛、それに養豚等につきましてそれぞれの規模拡大が図られてきておるところでございまして、大まかに十年の間において大きく変わつてきております。

例えば、酪農におきましては、昭和六十一年には七万八千五百戸ありましたが四万四千三百戸と四三・五%の減であります。しかしながら、頭数におきましては、二百十三万頭であったのが百九十五万一千頭と七%の減にすぎません。したがって、一戸当たりの頭数というものは六四%伸びているという勘定になるわけでございます。

また、肉用牛におきましては、二十八万七千七百戸から十六万九千七百戸、これまた四〇・九%の減少であります。頭数におきましては二百六十三万九千頭から二百九十六万五千頭ということで

逆に一二%ほどふえております。したがって、一戸当たりの頭数は約九〇%の増というような状況であります。

養豚におきましてはもつと顕著に出ておりまして、戸数が七万四千二百戸でありましたのが一万八千八百戸と、何と七五%ほどの減少であります。頭数におきましてはそう変わりませんが、千六百一十千が千二十五万ということになっておりまして七%の減。一戸当たりの頭数からいたしますと二六五%の増になっております。

ということ、十年の間に相当の農家戸数が減つてきておられるけれども、規模そのものが拡大して、統計上からすると非常によろしいように見えるわけでありまして。農林省の説明によると、高齢化によつてやめられていたり担い手がいないからということ、戸数が減つたというふうなことを理由に大きく挙げておられますけれども、むしろ規模拡大し続けなければ成り立たなくなつてきておられるということが私は一面あるのではなからうかと思つております。

私は熊本であります。熊本の畜産農家の実態を見ても、話を聞かされたときに、酪農はまずまずと言えぬという話が多々ございまして、総じてとんとんというふうな意見が多々ございまして。あるいは借入基調というところが多々ございまして。ですから、実態からいいますと経営内容は、規模拡大を図つてきておられるけれども、決して豊かさにつながつてきておられるとは言えないという感じを持つておられるわけでありまして。

したがって、畜産を取り巻く状況下におきましては、穀物の自給率の確保の問題やあるいは安定した飼料の供給、さらにはふん尿処理の問題等々もございまして、なかなかこれからの酪農、飼育牛あるいは養豚等の経営については大変な事態を迎えてきておられるのではなからうかと思つております。

農林大臣といたしまして、そういう取り巻く

いは国内消費がふえてきたというようなことがあつて、昨年の十月から一氣に反転いたしまして飼料価格が上がり出したということで、通常補てんなりあるいは異常補てん等を通じて価格の安定にお努めになっておられますが、ことしの九月の最終時期まで見てみなければ、アメリカの方の作況状況がまたどうなるかわからないということからすれば、十月まで値上がりしていくというの予想されることでありまして、その後もアメリカの作況いかによってどうなるかわからないというのが現状ではなからうかと思ひます。

それには補てん等で抑えていただいておられますけれども、もう既に四月からの分もさらに二千六百五十円上がるといふことでありますが、これに補てん等をされながら、トータル的には二千五百円ぐらいが十月から延ばして上がるといふようなことであります。

そんな中で私が申し上げたいのは、国内で粗飼料を初め飼料の自給率の確保という問題についてこれはもつと積極的に取り組まなきゃならないことであらうと思ひます。もう一つは七五%も海外へ依存しておるこの実態からいまして、わすか一月間の飼料備蓄といふのでは余りにも海外の動向によつてすぐ影響を受けざるを得ない。一〇〇%の自給率を誇る米でさえも二カ月の備蓄米があるわけでありまして、また産業のエネルギーと言われます石油についても百五十日、いわゆる五カ月分は確保されておるわけでありまして、少なくとも一カ月の備蓄じゃなく三カ月ぐらゐの備蓄を飼料の場合に考えておかれることが海外での影響を防ぐことができる、緩やかにすることができると考へるわけでありまして、その点のお考へはいかがなものでありましようか。

○説明員(竹中美晴君) 御指摘のように、飼料穀物、配合飼料の原料といたしましてほとんど我が國は輸入しているわけでございますが、その安定確保を図りますためにおおむね一カ月分を備蓄として確保しているところでございます。

これは通常想定し得ます主要國の不作が我が國に及ぼす影響といつたものも考慮し、あるいは現実に一九七三年に起こりました米國の大豆輸出規制も実質一カ月程度の輸出規制であつたといつたこと、あるいは主要な輸出國の港灣ストライキみたいなことも考へられるわけでございますが、それにつきましても過去の例を見ますと平均して四十日程度であつたと、そんなことを考へまして一カ月というのを目安にしているところでございます。

過去の備蓄の活用実績を見ましても、これまで最高でも七万二、三千トン、現在一カ月で百二十万トンあるわけでございますが、七万トン程度でございまして、通常その程度の在庫、さらにこれに民間の通常の在庫といふことも勘案いたしまして、まずは対応できるのではないかとこのうふうに考へていられるところでございます。

○阿曾田清君 これからはますます東南アジア等も穀物の輸出は難くなつてくると思ひます。食生活も改善されて、東南アジア等でも肉類の消費といふのは大きくなつてくるのでありましよう。そういう場合には自國で消費するといふ形が強まってくるのでございませぬ。

アメリカもある意味ではいろいろな災害等々の問題がいつでもどこでも起こつていられるわけでありまして、安定した供給を日本に必ずできるといふことには至らないだらうと。そういうことからすれば、アメリカが不足になつたら即、シカゴ相場が上がつたら即日本の飼料に影響してくる。そういうことではなくて、緩やかな形で対応ができるためには安いときにストックしておくといふこともひとつお考へをいただきたいといふふうにお考へていられるところでございませぬ。

乳価の問題なり食肉の問題等についていよいよ決まるわけでありまして、今申し上げました粗飼料なり国内自給を高めるといふこと、これはすなわちある意味では高いえさをつくるといふことにもなるわけでありまして、ですから、そういうところに力を入れて将来にわたつて考へていただくこと

いふことと、それとやはり適正な時間をかけて飼育をしていく、そういう時間を大きくとるといふような観点からいいますれば、今度の食肉価格あるいは乳価につきましても高いサイドでの設定が必要ではなからうか。

将来、夢と希望を持たせる意味におきまして、大いに適正な労働時間いわゆる収益を上げられるような労働をしながら、そして國內の粗飼料なり飼料づくり等に専念をするといふ将来の方針を考へて進めていかれるとすれば、やはり価格といふものがそれを誘導していくべきではないかという観点で、ぜひひとつ現状の価格以上を御設定いただきたい、これは要望をいたす次第であります。

時間もございませぬので、地元の問題で一つ御質問させていただきますと思ひます。

自動給餌機といふのがございませぬが、大体これ六百万か七百万ぐらいの品物だと思ひます。熊本は非常に暑いところでございまして、夏場になりますと牛が暑くてきめんに食欲不足になります。涼しくなつてまいりますと食欲が出てくるというふうなことでございませぬので、牛の快適な状況といふんですか、食ひ込み量のできる状態をつくり上げてやる、それには自動給餌機といふものが極めて効果を發揮するんじゃないかと考へるわけでありまして、夜に自動的に置いてくれる自動給餌機が設置できますれば、手が要らずに牛が食べたい、また食ひ込み量のいいときに給餌ができるということにもなるわけでございます。乳量の低下も防げることになりまして、やはり食ひ込みがあつて初めてそれが牛のエネルギーとなつて乳が出てくるわけでございますから、そういう意味におきまして、このオートフィーダーの設置について國の助成といふものは考へられないのかどうか。

よく個人でつけられる場合は融資ですと、共同ならばいいですよといふことですが、この自動給餌機は共同というわけにはいかないものでございませぬ、やはり大型化してきている最近の経営状況から

らいたしますれば、個々の農家に対しては大型、法人化をしている農家といふのは特に適用すべきではなからうかと思ひますのでありますが、いかがなものでございませぬか。

○説明員(竹中美晴君) ただいま御指摘ございませぬ、もうなメリットを考へましても、自動給餌機のような効率的生産に必要な施設、機械を導入していくといふことは、今後の課題であらうと考へておられます。

その場合に、個人施設でございませぬのでなかなか補助事業というわけにはまいらないわけでございますが、この種の施設につきましては、ウルグアイ・ラウンド農業合意も受けまして、今後、一層の生産コストの低減とかあるいはゆとりある畜産経営を実現していくといふような観点から、リース事業による導入という方策も用意しているところでございませぬ。平成七年度から経営効率化機械緊急整備リース事業といふのも実施いたしておられます。こうしたものを御活用いただければと思ひますし、あるいはまた農業近代化資金とか畜産振興資金、その他各種の資金制度、有利な資金制度も用意しているところでございませぬので、御活用いただければと思ひます。

○阿曾田清君 私も質問しましたように、今いろいろ近代化資金とか導入資金といふのがあつてはよく存じておられます。ですから、個々の農家で六百万、七百万とかかるようなものを導入するに当たつては、少なくとも三分の一の助成とかあるいは國と県の合同で二分の一の助成といふようなもの等を考へていただきたいといふことでの質問でございますので、単なる資金で、融資でということ等でお考へにならず、どうぞひとつ前向きにお取り組みをいただきたいと思ひます。

要望いたしまして、終わりたいと思ひます。

○高橋令則君 平成会の高橋でございます。畜産物価格決定に関する諸問題についてお伺いをさせていただきます。先ほど菅野委員からお話ございましたこと

しの畜産物価格決定は、昨年の十二月に決定されたいわゆる酪肉近代化基本方針策定後の最初の年度と申しませうか、時期にあるわけでございます。このたびの価格決定に当たっては、この方針を今後具体化していく一つのステップとしても位置づけられるものかな、そのように思っております。

そういったことを前提にいたしまして、この重要な酪肉近代化基本方針の策定のねらい、そしてまたこれを実現させるための今後の具体化の方向といったものについて、基本的な問題でございますので、大臣のお考えをお聞きしたいと思っております。

申すまでもなく、この酪肉近代化基本方針にはかなり意欲的な目標設定がなされていると承知しております。牛乳・乳製品では平成五年度が八百五十万トン、そしてそれが平成十七年度には一千一十万トン、そして牛乳は六十万トンから八十万トン、また、生産性向上の目標としては加工原料乳地帯では現状の生産コストの七割ないし八割程度の水準など、生産目標及び生産性向上の目標もかなり意欲的ではないかなと思っております。それだけに飼料自給率の向上でありますとか規模拡大による環境問題発生、それから乳業メーカーの合理化の問題など多くの課題もあるように承知をいたしております。

したがって、そのような課題を踏まえながら、先ほど申し上げましたこの方針が何をねらい、そしてこれをどうやって具体化していくのか、その方向について大臣の積極的な御答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(大原一三君) 高橋委員もう篤と先刻御存じのように、これらの方針、大変難しい課題ではあるが、やはり夢と希望を持たなきゃならぬ農業のこれからのありようの中でどういう柱を立てていくかということを描いた構図であることは御承知のとおりであります。

御承知のように、先ほど申しましたが、畜産というものの農業の中における位置づけを考えて

みますと、三割強を農業生産の中で占める、やはり畜産県になりますと五割以上を畜産によってプロイラーも含めてでございますが、飯を食っていくという実態。それから、日本の将来の食糧構造、動物性たんぱくがふえていく、これはもう必然の勢いでもあります。現在、動物性たんぱくがふえた分だけお米の消費が減っているという実態もあるわけでございます。そういう位置づけの中でやはり構造政策、これをまずどういうふうにとらえていくか。

私は、先ほど申し上げましたけれども、五〇%以上の農家が六十歳以上だという事実、これはだれも否定できない事実でございます。後継者が、若い方がいても跡取りがない、あるいはまた若い方がいないか、いずれかの様子でこういう実態が生まれているわけでありまして、これが十年たちますと七十になり、二十年たつと八十歳になつちやうわけですね。じゃ、その余力というか農地なりあるいは牧草地、これをどういう形で我々が考える中核的な精農の農家へ集約していくんだらうか、こういうことがやはり組織的に行われなければ日本の食糧自給率というのは私は確保できない、ましてや畜産においてをやと、こう思っております。

したがって、構造政策において、土地の集約という問題についてはやはりもうちよつと思いついた集約政策をとっていかないと、国あるいは公共団体が積極的に関与して農地を賃貸したりあるいはまた長期低利のお金を融資してそういう農家に集中していくという作業、これは私は基本だと思えます。同時に、やはり価格政策というもの、これが車の両輪のような一方のてこにならなきゃならぬのではないかな。

私は畜産の技術者ではありませんから、機械とかよくわかりませんが、そういうことを両輪として問題把握をされていて、やはり生産費が上がったから下がったから一〇〇%いただきますよでは農家の価格政策は保障されていかな、かように考えておりました、その五・八%を

当面の問題としてどう埋めるか、頭の痛い問題でございますけれども、私の能力のできる範囲で精力的に頑張っていくかなきゃならぬのがきょうあすの課題である、このように考えております。

○高橋令則君 大臣の御認識を聞いて安心をいたしました。が、ぜひそのような方向でお取り組みをいただきたい、このように考えます。

私が大臣のたぐいまの御答弁の中で非常に同感したのは価格政策のあり方についてでございます。現在の畜産物の価格制度は、生産費補償方式、基本的にそれをベースとして、そしてそれにさまざまな政治的な努力、極めて高度な次元からいろいろな考え方を付与いたしまして決まってきたおるわけでございます。そして、それを毎年このようにやってきておるわけでございます。こういうふうなやり方といったものは、ほかに何かあるかという、これは当面なかなかないだろう。現在の制度をやはり尊重して、今までの経過もそれは大事にしていかなければならない。

しかしながら、今後牛肉の自由化など、さまざまな農産物価格の国際化、ポータレス化というふうなものが進んでまいります中で、一方我が国の土地を初めとする、大臣が構造政策とおっしゃられましたけれども、その対象とする土地の条件の劣つていくと申しますか、脆弱性と申しますか、そういう点からすると、これまである程度限界があるだろう。そこにギャップが出てくる。そうしますと、今のような生産費補償方式をベースとする価格支持政策を、価格だけではなく、いろいろな意味で最終的には農家の手取りの問題、所得の問題でありますから所得確保対策ということにならうかと思ふんですが、超長期的には、中長期的と申しますか、何か別な考え方があっていかなければ、そこには埋まり切れないようなものが出てくるのではないかと、私はこのような心配をしております。

大臣の御答弁にもそういうニュアンスのものが感じられたやに伺いましたが、当面の価格対策の考え方もそうでございますけれども、今後のそういう価格のあり方に対する、あるいは価格を支持するためのポリシーのあり方についての大臣の哲学の御披露がいただければありがたいと思ひますが、お願いいたします。

○国務大臣(大原一三君) 当面五・八%が頭の中にいっぱいありまして、なかなか演説をぶてない厳しい状況で、ついつい先ほどのような答弁になつたわけでありまして。

食糧自給率がなぜイギリスで四〇%ぐらいだったのが八〇%になり、フランスで七〇%ぐらいだったのが一三〇%になり、ドイツでも一〇〇%になった、フランスはもうまさに食糧輸出国になつちやうた、これは何だろうか。我が国もそのまねをびたりとできれば、土地条件等一ヘクタールとイギリスあたりは三十ヘクタール、フランス十七、ドイツ十二ヘクタールですか、なかなかこれは同じ伝ではいかなければ、よく調べてみますとこれは価格政策なんですね。彼らには構造政策はもう要らないんですよ。三十ヘクタールもある農地、平地が延々とつながっているんですから構造政策は要らないですよ、持つてくればいいんですから、どこか安い土地を。

我々は、まだでこぼこの田んぼで、中山間地に至つたら何か所も重い荷を持つて運ばなきゃならぬという厳しい生産条件でありますから、その構造面のでこぼこ、これは一元にはいかないのではありませんが、外国の場合を見ますと、輸出する場合には輸出補助金、輸入する場合にはいわゆる国境税による価格調整税をかけているわけですね。これ自体が全く価格政策でありまして、そういう意味ではやはり、なぜこんなに食糧自給率が上がったか、我々四六%をこれからどう上げていったらいいかという議論をするときに、ヨーロッパの勉強をしろとなる、価格政策が前面にびたつと出てくるんですね。

論をするものですから、最近非常に嫌われております。

いずれにしましても、やはり両面相まって、車の両輪でいかなきやいかなという気持ちはおわかりいただけると思います。

○高橋令則君 大変我が意を得たりというふうな御答弁をいただきまして感謝を申し上げます。私も同じような意味で心配をしておりますので、現実を踏まえながら将来に夢を持ち、またそこに近づけていくように、この世界に携わる者の一人として微力を尽くしてまいりたいと思っております。

少し具体的な話をお聞きをしていきたいと思っております。

私は岩手県でございますが、非常に山の多い地域で、北海道を除きますと一番広い県でございます。中山間地域対策が非常に頭の痛いところでございます。全国でも中山間地域にくられますのは、たしか私の記憶では六九・何%、約七〇だったと記憶しております。その中山間地域の振興というのには言うべくして非常に難しい。現実にはもうほとんど人が出ていきまして、地域に元気がなくなっているという実態でございます。

これは、深刻な話をして申しわけありませんが、私は去年の七月に囚らずも推されまして選挙に出まして、改めて県内を回りました。ある村に参りました。人口が今一万人弱でございます。そこへ行つてある部落に入りましたら、いや副知事さん、前の職で呼ばれたものですから申しわけない、あなたはいいことをおっしゃったけれども、来年我が村で進学する児童の数わかりますか、いやそこまでわかりませんと言ったら、十七人しかいないんですよと言われたんです。これで元気が出ますかね、何か対策はありますかと言われて、もうまさに絶句して帰ってきました。いろいろな事情もあつたらうし、これは分析すれば切りがありません。

そういう中で、やっぱりその地域地域、部落部落で、大臣が先ほど仰せられたような高齢者の

方々を中心とその部落を守っているんですね。そして、その高齢者の方々がやっていることは、残念ながら規模拡大とか何にもできない。そして、結局そこでやっているのは多品種少量生産というんですか、そういうふうな形で細々とやっている。しかし、そういうものについてもある程度商

品性をつけてやっていかなければこれはなかなか暮らしが成り立たない、元氣も出てこないということになります。農水省でお進めになっております、あれは平成六年でしたか、中山間地域の振興対策というものがつくられました。これも一生懸命やっております。しかしながら、これを具体化していくのはなかなか至難である。

そういう中で、この畜産関係ですね、地域の特色に合わせた畜種というのがある。これはもちろん多頭飼育はできません、少ないんですから。そういうものにもある程度光を当てて、そして暮らしが成り立つための一つのメニューとしてやっていくような、そういう手当ても必要だなというのを感じております。この中山間地域対策の一つとしてそういうことも考えなければならぬいだろう。

したがって、現在進んでいる畜産農家の減少、今六%、八%、そしてまた豚の飼養農家に至っては平成七年度は一四・九%でございますが、資料によると、そういうふうには大幅に減っている。そして、規模は拡大しております、いいことだ、こういうふうになります、そういう裏の面でも今申し上げたようなことにも一筋の光を当てて取り組まれていたかどうかをお考えもいただきたいものだと、こう思うわけでございます。

今、農水省がおつくりになった先ほどの方針をひっくり返して見ますと、肉専用種の場合、複合経営で二十頭にスポットを当てて技術水準ができておりますね、いわゆる指標が。これは後書きが書いてありますから、私は二十頭で悪いとは言いません。それなりに意味があると思いますが、もっと少ないところでもそれなりの構成をなして地域の畜産、そしてまた中山間地域の振興という

意味からやはり捨てられないものがあるのだということを申し上げたいわけですが、竹中審議官の

一つ御理解ある答弁をお願いいたします。

○説明員(竹中審議官) たいまいいろいろ御指摘をいただいたわけでございますが、畜産というところで見ても、中山間地域のウエートはほぼ五割を占めているところでございます。そういう意味で、中山間地域は畜産にとりまして重要な地域であるというふうにご考慮しております。

ただ、御指摘ございましたように、一般的な意味での規模拡大とか合理化というのはなかなか進まない面がございます。ただ、中山間地域にはまた中山間地域なりのよきもあるところでございます。例えば気候が涼しくて草資源が豊富にある、そういう点を活用する畜産、あるいは地鳥とかそのたぐいの特用家畜を振興する、そういう観点、あるいはまた草草景観といったものを利用して都市住民との交流を育てるとか、そういうきめ細かな手だてが必要であらうかというふうにご考慮しております。

○高橋令則君 私は、ちよつと一つだけ細かいことを申し上げますが、里山の活用といったものがこの中山間地域の振興では一つの策かなと思っております。いわゆる蹄耕法というふうなことを頭に入れた振興事業、そういうことを農水省が最近お考えになって取り組んでいるというふうにご聞いておるんですが、その成果はいかがでございますか。

○説明員(竹中審議官) 御指摘いただきましたように里山等を活用いたしまして、蹄耕法等によりましていわゆる山地酪農的なものでございますが、農林水産省としても各般の施策を講じてまして御支援をさせていただいております。面的な広がりとかという面では大変ふえているといったようなことではございませんが、地域でそれなりに大変御熱心に取り組んでいただいている酪農家等もあるところでございます。私どもも引き続きできる限りの御支援をしていき

たいというふうにご考えております。

○高橋令則君 今のようないわゆる畜産物価格決定、そしてまた畜産振興という観点で大きな流れのほかにそのような観点にも十分光を当てたい。細かい施策の展開もこの際要望を申し上げます。次に、ちよつとこれまた細かい話になります。畜産物の価格の要素の中にいろいろたくさんございます。先ほど阿曾田委員が触れられました飼料、これは非常に大きいし、それからまた労賃も大きいわけですが、いわゆる生産資材費の問題があるんですね。農機具、農薬、そしてまた肥料など、農業資機材の経費の低減と申しますか、これが非常に大きな課題でございます。

これもずっと農水省でも取り組まれてきたところでございますし、またいろいろ大きな問題としても検討をされてきた経緯があるというふうに承知をしておりますが、私はその中で畜舎の問題を取り上げてちよつとお尋ねをしたいわけですが、非常に古い話になって恐縮なんです。かつて私どもの県で第三セクターをつくりました。そして肉牛の振興をやりました。現在でもやっております。その中で、農水省の補助をちょうだいいたしまして徳という大変な額の畜舎をつくった。私は財政をやっておりますから一週見に行きました、そんな徳なんという畜舎はどんなものだろうと、いやびっくりしました。こんな鉄筋がだつと入つておる。その下に安い牛が入っているわけですね。いやいやこれはもう、こんなことをしなきゃ安全が保てないのかねと、こう言つてびっくりしたわけなんです。これが実に二十年以上前の話でございます。今の話ではありません。今は違うと言われれば、それはわかりません。

そして、余り驚いたものですか、帰ってきてすぐ担当を呼んで聞きましたら、そのぐらいの大きさでなければ建築基準法の許可が出ないの、何としてもそうしなきゃならないと言っている。いや、それは何とかならないかというわけですが、今度は土木の建築課を呼んだら、いや、もうとても県の建築課あたりじゃどうにもなりません。

と、それはもう国の問題でございませうと言われまして、もう諦めてしまつたわけです。

そのとき以降、実は畜舎に対する過大投資というんですかね、過剰投資が非常に私は気になってるんです。第三セクターですとこれは赤字でもよかれあしかれみんなでお許ししたくどと県市町村が寄つてたかつて修理するという形になります、個人ですと全くそうならない。負債になつちやうわけですね。

私は、いわゆる家屋としての安全性、そういうものは、これはもうまさに人命の問題ですから、もちろん守らなきゃならない。そういうことを前提にしながらも、畜舎という特性から考えて、それに見合ったような建築基準のあり方というものはあるのじゃないかということも長年考えてまいりました。そして、やつと十年ぐらい前になりまして、農水省の方でもお取り上げをいただいて、モデル的に規模の小さいものについては廃材を利用したり間伐材を利用したものをつくつたというふうに、そういう事業があつたように記憶しておりますが、やはりそういう象徴的なことではなくて、全体的に何とかしなければならぬのではないかと、こう思っております。

私の承知しておりますのは、建設省、農水省の関係部局によります畜舎建築に係る関連基準等に関する検討会というものをおつくりになつたというふうに聞いております。そして、平成八年度には結論を出したい、このような形でやつとお取り組みをいただいていると、やつとというの、これは失礼であれば撤回しますが、何つております。この取り組みの今までの経過、そして今後の方向性についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○説明員(竹中美晴君) 畜舎に係ります建築基準法の問題につきましてはかねてからの大きな重要課題でございまして、これまでも何回かの改善が講じられてきていますところでございます。御指摘ございました畜舎建築に係る関連基準等に関する検討会につきましては、さらに何かでき

ないかというふうな観点から、平成七年三月三十一日に決定されました規制緩和推進計画も受けまして、建設省の担当部局と農林水産省の担当部局で開催しているものでございます。平成八年度中には検討結果を取りまとめたいというふうに考えておりますが、検討会におきましては、現在、畜舎に対し適用されております基準に比べてかなりの程度緩和される基準を作成する方向で検討しているところでございます。

○高橋令則君 ありがとうございます。ぜひ農水省として農家の実情に着目した、視点を置いた主張をしていただきたいと、このように思います。私は畜舎に限って申し上げましたが、畜舎だけではなくて園芸ハウスとかにもいろんな農水省の補助、それからまた融資、こういったものに施設基準が全部ついていきます。これらも当然ですけれども、建築基準法もしくはそれに準拠する非常に大きな、重い農家負担になるようなファクターがあるんですね。したがって、今後の農水省の補助要綱あるいは融資のための要綱の設定に当たっては、農家の過大な負担にならないような施設基準についてぜひとも十分御検討いただいて、御配慮いただきたいと思っております。これはもう本当に農家負担の問題になり、ひいては負債の問題になるんですね。これは、大臣ひとつよろしくお願ひいたします。要望しておきます。事務当局を奮励していただきたいと思ひます。

それから、時間も参りましたので最後に一つだけお聞きをし、またお願ひしておきたいと思ひますが、価格支持制度の一つで、例の肉用子牛の指定協会、都道府県の価格安定基金協会がございまして。これも御承知のように、昨今の牛乳価格の問題、子牛の価格の問題等々のしわ寄せを受けまして補給が非常にふえ、そして都道府県レベルの基金協会の負担が大きくなって、融資で賄っているという実態があるわけでございますけれども、その資金の枯渇あるいは財務基盤の強化といったことについてやはり心配をしている向きが多々ございます。したがって、ここで都道府県のこういう

基金協会に対する支援、償還対策、こういったものについて農水省のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○説明員(竹中美晴君) 肉用子牛価格安定基金協会の財政基盤の問題でございまして。これにつきましては、業務量が飛躍的にふえているといったことと、あるいは制度運営を安定的に確保するためには基本財産の充実が必要であるといったことを踏まえまして、従来から協会の自助努力を前提といたしまして畜産振興事業団が助成をしてきたところでございまして。今後につきましても、制度の運営状況なり各協会の業務運用状況等を十分勘案しながら、必要な判断をいたしてまいりたいというふうに考えております。

○高橋令則君 最後に、大臣に要望を一点申し上げて終わります。前段申し上げました畜産物の価格問題につきまして、我が党といたしましては、加工原料乳保証価格については現行価格を堅持する、そしてまた限度数量についてはやはり現行水準を維持し、約三十万トンにする等々、九項目にわたる要望をもちまして大臣に御要望申し上げたところでございまして、十分御勘案をいただいて、農家の期待にこたえるような施策を展開されるようお願ひをいたします。

○須藤美也子君 私は、畜産物価格についてお尋ねしたいと思ひます。

〔委員長退席、理事青木幹雄君着席〕
今、非常に重要なことは、畜産物の価格を保証して、畜産、酪農の経営を守ることだと思ひます。北海道の酪農経営の収支を見ますと、九三年度では六百七十六万円、九四年度は五百五十七万円、このように減収しました。そして、酪農家戸数は年々減少し、九五年は七百戸も減つて、今は一万一千九百戸になっていきます。きょうも傍聴席に北海道の酪農民の方がいらしてありますけれども、先ほど紋別の方からお聞きしました。酪農民の方がいろいろ苦勞なさつていらっしゃるわけですが、あ

る集落では百十戸のうち二十戸は利息も払えないという状況だそうなんです。十勝では年間に二十戸ぐらいやめていく、こういう深刻な状況が続いているわけですね。

そこで、大臣にお尋ねいたしますが、まず二十年前の加工原料乳保証価格でやっていけるとお考えになつておられるのでしょうか。この間、製造関係の資金は二・四倍、物価は一・八倍に上がつていまして、物価や他産業並みの価格に引き上げるのが大臣の大きな役割であり責任ではありませんか、そこをひとつお聞きします。

○國務大臣(大原一三君) 大きな役割だと思ひますが、現在までのいろいろな価格決定方式というものからはみ出して私だけひとり走り出すわけにもまいりませんので、委員御指摘の気持ちは十分体しながら今回も臨んでいきたいなと、こう思つております。

先ほど申しましたように、民間企業でしたら、生産性が上がり付加価値がふえれば、その付加価値分の中で消費者還元分を除いた部分というのは労賃と配当とあすの投資のための内部留保であります。これは生産者本人に農家の場合は還元されるべきものである。そういうことを考えますと、現在の価格決定方式がいかどうか、そういうことも農林省で議論するんです。以前から私はそういう考え方を持っておつたものですが、大臣になつたから何も議論して悪いということはありませんので、そういうことを考えますと、何かいい手法はないのか、力関係であつちへいつたりこつちへいつたりしないできちんと決まる方法はないのかなという悩みを非常に持つております。

いずれにしても、きょうあすの問題でございまして、申し上げたようなことは間に合いませんが、考え方は以上のような考え方で努力をしてまいりたいなと、こう思つております。

○須藤美也子君 酪農民の皆さんが本当に展望を持って、生産意欲を持って働けるように価格保証すべきだと思います。大臣だけがひとり走りし

なくちやならないなんという情勢ではないと思ふんです。大臣がその気になれば多くの農民はみんな応援する。だから、今、戦後五十年たつて、情勢も変わつて、今までと同じような形で価格を決めること自体、私ほもつと民主的な改善の方法を考へるべきではないだらうかと思ひます。

もう一つは、先ほど来いろいろお話がありましたが、配合飼料が九五年には三千百円、九六年の一月―三月期には二千五百円、九六年の四月―六月期には二千六百五十円、合計してこの間八千二百五十円も値上げされました。三月二十一日の飼料部会でも、畜産物の価格算定に当たつては、飼料価格の動向等を適切に反映させること、こういうことが確認されました。

こうした実態を今度の価格に反映されるべきではないのですか。

全中の資料では、キロ当たり三円五銭が新たなコスト負担になる、このように計算をしております。この問題も今回の価格に反映するよう大臣が積極的な働きかけをやつてほしいと思ひますが、いかがですか。

○説明員(竹中美晴君) 配合飼料価格につきましては、御指摘のように、原料トウモロコシの高騰あるいは円安基調への変化等を背景にいたしまして、昨年秋季以降上昇してきているところでございます。加工原料乳の保証価格の算定に当たりましては、そうした事情も十分勘案いたしまして適正な価格決定を行う考えでございます。

○須藤美也子君 そういふ方向で積極的に反映をさせていたいただきたいと思ひます。

(理事青木幹雄君退席 委員長着席)

次に、ぬれ子の問題なんですけれども、九五年八月以降価格が暴落しました。北海道では、七月に五万五千七百三十円が九月には二万七千七百九十円と半分は暴落してしまいました。こうした実態も今回の価格に反映されるべきだと思ひますが、いかがですか。

○説明員(竹中美晴君) 保証価格の算定に当たりましては、従来からも牛乳の生産費の調査期間の

データを基礎にいたしまして、ぬれ子価格等も含めて直近時点までの物価修正を行い、生産費調査期間以降の価格変動を可能な限り織り込んできているところでございます。そうした考えに立つて価格算定に当たりたいと考えております。

○須藤美也子君 次に、大手乳業メーカーは飲用乳価のキロ平均六円の大引き下げを酪農家に通告しています。価格が暴落しているときに酪農家の皆さんは、死活問題だ、絶対に認められないと、こう言つております。農水省は乳業メーカーに対してどのような行政指導を行っているのですか。

つまり、六円下げる要素は何か。六円下げるといふことは、先ほど来私が申し上げましたように、もう酪農はやめろと言つていふことと同じことなんです。これほど深刻なんです。ですから、この六円下げるといふ問題に対して農水省はどのような行政指導をなさつていふのか、そこをお聞きしたいと思ひます。

○説明員(竹中美晴君) 飲用乳価につきましては、これまでもそういうことでございまして、生産者団体と乳業者の交渉によりまして自主的に決定されているところでございます。

農水省はこれまでも、飲用乳価が生産者団体と乳業者の自主的な交渉で行われるという性格を踏まえまして、取引当事者である生産者団体と乳業者が誠意を持って十分話し合ひを行つて解決されるべきものと考へておりました。今後とも交渉の推移を見守つてまいりたいと思ひます。

○須藤美也子君 審議官、そう言ひますけれども、相対取引で決める、だから行政指導はいいんだと。それは責任逃れじゃありませんか。

農水省はこれまで、生産者団体が都道府県から地域化、ブロック化して乳業メーカーと相対取引することや、生乳取引で入札制度の導入などを農水省の指導で提案しているんじゃないですか。そのことに対して、後は勝手に生産者とメーカーが相対取引で決めることなんだと。これでは農水省

の指導というのはい体何んですか。ちよつとそこを。

○説明員(竹中美晴君) 農水省省といたしましても、飲用乳価の問題につきましてはしばしば交渉が長期化するなどの問題につきましては十分認識しているところでございまして、来年度の予算におきましても一つのモデル事業を実施いたしまして、その中で飲用向け生乳の取引の改善対策を検討していくことにいたしているところでございまして。

まだすぐに結論に至るといふわけではないかと思ひますが、そういう問題意識は持つていふことではございません。

○須藤美也子君 改善したいという意識を持つていふことではあるけれども、これはやっぱりきちんとやつていただきたいと思ふんです。こういう情勢のときですから、この問題で余りしつこくは言ひません。

乳業メーカーの引き下げ理由は何か、六円引き下げなければならぬという理由は何ですか。

○説明員(竹中美晴君) 直接承知しているわけではございませんが、聞いていられるところによりますと、メーカーとしても業績が悪化していることと、あるいは量販店に対する納入価格が低下していることと、あるいは飲用消費が減少していることと、あるいはあることが挙げられているというふうな理解しております。

○須藤美也子君 そうおっしゃいますけれども、九五年の三月期の決算は、昨年十二月の日本経済新聞を見ると、ちよつと意図的だと思ふんです。皆減収というふうに大きな見出しで出ていますね。しかし、三月期決算では雪印は七・六%、明治は二九・八%、森永は二九・一%、これだけの経常利益を上げていられるんですよ。

乳業メーカーにくみするのが私は農水省ではないと思ひます。そこは信頼していただきます。酪農家が経営をやつて成り立つような形で指導すべきだと思ふんです。ですから、この問題について六円引

き下げるといふことでなくて、現状を踏まえて引き下げをやめるように私は農水省が強く乳業メーカーに要求するのが当たり前ではないかと思ひます。

さらに、この乳価交渉の成り行きに大きな影響を与えるのが今度決着する加工原料乳保証価格であります。

大臣、加工原料乳保証価格が引き下げられれば飲用乳価も乳業メーカーの希望どおり引き下げられてしまいます。そうなるのではないのでしょうか。その点でも加工原料乳保証価格が引き上げられることを本当に多くの酪農家が要求しているんです。この点についてどうですか。

○説明員(竹中美晴君) 加工原料乳保証価格につきましては、法律の規定に基づきまして、生乳の生産条件、需給事情その他の経済事情を考慮して加工原料乳地域の生乳の再生産を確保することを旨として定めるところにされていふところでございます。

一方、加工原料向け以外の飲用向けの乳価につきましては、市乳の需給実勢等を勘案しながら乳業メーカーと指定団体との間で自由対等な交渉により行われていふものでございまして、過去の経緯を見ても、飲用向け乳価は保証乳価と直接連動しているものではないというふうな理解をいたしております。

○須藤美也子君 時間ありませんのであと一分だけ、ぬれ子について最後に要望です。つまり、ぬれ子価格が暴落している。その一因は、肉用子牛生産者補給金の単価が下がつたことと言われている。これは九五年から平均売買価格の算定にF₁価格を加えたからではないですか。F₁で二万六千六百十九頭、前年比に比べて五八・九%、倍以上増加しています。

一方、乳用種は二十二万八千五百九十九頭で、一・五%減つています。乳用種が四、五万に対して、F₁は八万から十、価格差が非常に大きい。肉用子牛生産者補給金制度の運用に当たつて、F₁と乳用種の品種区分を分けるかして改善すべ

きではないでしょうか。このことを要求としてお願いしたいと思ひます。

最後に、加工原料乳保証価格の引き上げと保証基準価格の引き上げを申し上げまして、今のFの問題、一言御答弁をいただいで、私は終わらせていただきます。

○説明員(竹中美晴君) 乳用種と交雑種の問題でございすが、分けて保証基準価格等を設定すべきではないかという御指摘でございす。

肉用子牛の生産者補給金制度は、肉用子牛の再生産を確保することを目的といたしまして保証基準価格等を定めているところでございす。その品種区分につきましては、品種により生産構造が異なることか、あるいは過去における価格形成の態様やその水準が異なることといったことを踏まえまして、現在、黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種及び肉専用種以外の品種という四つの区分を設定して運用しているところでございす。

肉専用種以外の品種には乳用種と交雑種が含まれるわけでございすが、この制度は肉用子牛の再生産を確保することを目的としておりまして、交雑種につきましては、乳用種と同じ酪農経営から生産されて、その生産コストもほぼ同水準であることか、あるいは包含した品種区分とした場合には、両品種の市場価格差の変化が直ちに両品種を生産することの損得となりますために、市場ニーズを的確に反映した生産誘導が可能になるというところもございまして、交雑種は肉専用種以外の品種に包含して価格算定等を行っているところでございす。

今後ともこの制度の適正な運用を図る観点からは、交雑種と乳用種を同一品種区分として運用するのが適当ではないかというふうに考えております。

○国井正幸君 新緑風会の国井正幸でございす。もう皆さんいろいろ御質問されましたので、私も聞くことは少なくなつてきています。

点ほどちよつとお伺いしたいと思います。

一つは、飼料価格の動向でございす。畜産・酪農経営を考えた場合に、どうしても経営コストの大宗を占めるえさの価格の動向というのが経営に大変重要な影響を及ぼすというのは御案内のとおりでございす。世界的な穀物の需給逼迫から今後値上がりが必要だと、こういうふうに行われておるところでございす。現に全農は、三月二十二日だったでしょうか、四一六月の配合飼料の価格を全畜種平均でトン当たり二千六百五十円引き上げると、こういうふうなことで発表しているわけでございす。

飼料価格の値上げは、今も須藤委員の方からお話がありましたように、昨年の十月から十二月で、一三月で二千五百円、五千六百円も既に上がっているわけでございまして、今回の値上げを加えると、トン当たり八千二百五十円というふうな大幅値上げになるわけでございす。民間基金と異常基金からそれぞれ補てんはされるというふうな言つても、二千五百円程度は農家の負担増になるのではないかと、こういうふうに行われているわけではございす。

そこで、世界の穀物の需給状況と、あわせて民間基金あるいは異常基金の財源の状況はどうなっているのか、これからの見通しを含めてお聞かせをいただきたい。そのことがひいては農家に対する飼料価格の動向に即連動するわけでございすので、その辺の見通しについて一つはお伺いしたいと思います。

○説明員(竹中美晴君) 今後の配合飼料価格の動向につきましては予断を許さないものがあるかと思ひますが、ことし秋以降ということを考えてみますと、アメリカを初めトウモロコシの主要生産国におきまして減反緩和等による作付面積増が見込まれるところでもございす。したがって、天候がおおむね順調であれば、飼料穀物の国際相場は秋になれば落ちつきを取り戻すのではないかとこのように考えております。

この配合飼料価格安定基金の財源状況でございすが、七年度末で、通常補てんにつきましては約三百二十億円、異常補てんにつきましては約九百五十億円という財源状況になっておりまして、また八年度中にも二百億から三百億円の積立金も見込まれますことから、八年度に補てんを継続いたしまして、直ちに補てん財源に不足を来すというふうな状況にはないものと考えております。

○国井正幸君 えさの価格は、今お話がありましたように、アメリカの作付増等によつても改善される可能性はあると思ひます。ただ、中国あるいはインドネシアとかこれまで食糧の自給を掲げてきた国々も、輸入を前提とするような状況に政府の方針も変わつてきているようなことも伝えられているわけではございす。そういうことからすると、必ずしも予断を許さない状況にあるのではないかと思ひます。そういうことでございすので、特に基金の財源確保については細心の注意を払いながら格段の御努力をぜひお願いしたいと思います。

そういうふうな状況でございすから、先ほども多くの皆さんがおっしゃつておいて、私も同じことを申し上げるのもなんでありすが、やっぱり下げる要素というのは、基本的に畜産物価格の価格決定に当たつては、基本的には畜産物価格ではないかと思ひます。

特に、先ほど来の大臣のお話も聞いて、あえて私がここで伺いをすると、いふこともないのかと思ひます。いふゆる生産性向上のメリット、これについてはぜひ生産者にも還元をしてもらう。そして、生産意欲がわいてくるような状況というのを大臣のお考えのとおりにぜひ頑張つていただいで、いろんな部分、難しい部分はあると思ひますが、我々は応援団でありますから、大臣、その部分は頑張つていただきたかと思つておるところでございす。

この点について、あえて大臣からもう一度というところでなくても結構でございすので、その辺は十分心に置いて頑張つていただきたかと思つております。

最後になりますけれども、一つ要望と、今取り組んでいるところがあればお聞かせいただきたかと思ひます。先ほどもお話が出ましたけれども、全酪連の長岡工場であらう大変遺憾なことが起きてしまったということなんです。しかし、これは特異な例でありまして、生産者団体でブランドを持つておられるところだつて一生懸命頑張つておられるところだつて、私も実は五年ほど牛乳を販売する担当をやつたことがあるんですけれども、大変な努力をしておられるわけではございす。だから、起きてしまったことに對して、もちろんきちつとしくちやなりませんけれども、特に消費者の皆さんに對して信頼回復をどういう形でやるのか、これが非常に大切だと思ひます。

悪いことが起きたときに、そのことだけが報道されて、後のことがどうも報道されない。これが非常に不信感だけが残るといふことになるのではないかと思ひます。それらの事後処理の問題についてひとつお聞かせいただきたか。

あわせて、今イギリスで狂牛病が報じられておられます。それで、ヨーロッパで輸入禁止措置といたふうなことがとられておる。お聞きしましたら、我が国は口蹄疫の関係でもともとイギリスからは入れていない、こういうふうなことでありますから、それはそれでいいんですけれども、一般の消費者の方から見ると、我が国ではどうなっているんだらうかというのを知らないと思ひます。この部分は、食糧を必ず農林水産省としても、そういうことではないと言ひながらも、消費者にわからしめる努力、これは私はやっぱり必要なんではないかと思ひます。

その辺で、今どういふことを考えてどういふことをやろうとされているのか、あるいはやつておられるのか、その辺をお伺いして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○説明員(竹中美晴君) まず、全酪連の長岡工場の問題でございすが、私もといたしまして、事件の発生を承知いたしました三月九日に、長岡工場の操業の停止と製品の回収を指導いたした

を因つてまいりたいと、このように考えておりま
す。
○島袋宗康君 ぜひ沖繩県内の畜産業振興策につ
いて特段の御配慮をお願いしておきたいと思いま
す。

それから、牛肉、豚肉及び鳥肉のそれぞれにつ
いて、国内生産量と輸入量がどのようになつてい
るか、そして国内自給率はどのような状態に推移
しているかという点でお伺いし、また食肉の国内
生産振興上の課題とその対策についてお伺いして
おきたいと思ひます。

○説明員(竹中兼晴君) 肉類の自給率につきまし
ては、残念ながら近年いずれも低下傾向にござい
ます。個別の品目について見ますと、平成六年度
では、牛肉が四二・〇％、豚肉が六六・〇％、鳥肉が七
三・〇％となつておりまして、肉類全体では平成五年
度の六四・〇％から四ポイント下がつて六〇・〇％となつ
ているところでございます。

我が国の食糧の自給率につきましては、御承知
のように先進国の中でも異例に低い水準でござい
ます。そうしたことを踏まえまして、自給率の低
下傾向に歯止めをかけることを基本として政策の
展開に努める考えでおるわけでございます。

国民の重要なたんばく質供給源であります畜産
物につきましては、生産性の向上に努めながら、
国産品の有利性を生かした形で可能な限り国内生
産を維持拡大していきたいと考えておるところで
ございます。そのために、昨年十二月に策定しま
した酪農肉用牛近代化基本方針等のもとで畜産経
営の担い手の育成確保を図りますとともに、飼料
基盤の拡充等、生産基盤の強化とか、さらには環
境問題への適切な対応を図るための施策等々を積
極的に推進していきたいと考えております。

○島袋宗康君 終わります。
○委員長(鈴木貞敏君) 本件に対する質疑はこの
程度といたします。

風間和君から発言を求められておりますので、
この際、これを許します。風間君。
○風間和君 私は、自由民主党・自由国民會議、

平成会、社会民主党・護憲連合、日本共産党、新
緑風会及び二院クラブの各派共同提案による畜産
物価格等に関する決議案を提出いたします。
以下、案文を朗読いたします。

畜産物価格等に関する決議案

我が国農業の基幹的部門である畜産業を取り
巻く情勢は、ウルグアイ・ラウンド合意による
牛肉、豚肉の関税の引下げ、畜産物輸入の増
大、畜産物価格の低迷、飼料穀物価格の高騰、
深刻化する後継者不足等極めて厳しいものがあ
る。

よつて、政府は、こうした情勢を踏まえ、平
成八年度畜産物価格の決定に当たつては、畜産
業の生産基盤及び経営体質の強化を図るため、
次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきであ
る。

一 加工原料乳保証価格については、農家が意
欲と誇りと希望を持って営農に取り組めるよ
う、正当な労働評価を行い、再生産の確保を
旨として適正に決定するとともに、加工原料
乳限度数量については、生乳の生産事情、飲
用牛乳及び乳製品の需給事情を考慮して適正
に設定すること。

また、牛乳・乳製品の消費拡大対策、国産
チーズや生クリーム等の生産振興対策、乳肉複
合経営対策、酪農ヘルパー、コントラクター
への支援対策等を今後とも積極的に推進する
とともに、我が国乳業の経営体質を強化し、
国際競争力を高めるため、乳業施設の再編合
理化を総合的に推進すること。
二 牛・豚肉の安定価格については、経営の安
定が図られるよう、再生産の確保を旨とし
て、適正に決定すること。

また、肉用牛に関する繁殖雌牛確保対策、
子牛生産拡大対策、肉用牛生産振興対策、肥
育経営安定緊急対策、肉豚に関する生産性向
上対策、経営体質改善対策、防疫対策等を積
極的に推進すること。
三 肉用子牛の保証基準価格については、繁殖

農家の経営の安定が図られるよう、再生産の
確保を旨として、また、合理化目標価格につ
いては、我が国の肉用子牛生産の実態及び輸
入牛肉の価格動向等を勘案して、それぞれ適
正に決定すること。

さらに、肉用子牛補給金制度の円滑な運営
のため、都道府県肉用子牛価格安定基金協会
の財政基盤強化対策等を継続すること。
四 最近における飼料穀物価格の高騰に対処し
て、畜産物価格算定に適正に反映させるとと
もに、配合飼料価格安定制度の充実と適切な
運用、自給飼料生産対策の強化等に万全を期
し、併せて政府操作飼料について、今後とも
安定確保を図ること。

五 畜産業の発展に資するため、家畜排せつ物
処理施設の整備等の畜産環境対策、金融・税
制対策、家畜疾病予防対策等を総合的に推進
するとともに、食肉の輸入急増に対する関税
の緊急措置及び特別セーフガードの適時・的
確な発動を行うこと。また、乳製品のカレン
トアクセスについて、国内需給に悪影響を及
ぼさないよう適切に管理すること。
右決議する。

以上でございます。
何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。
○委員長(鈴木貞敏君) ただいまの風間君提出の
決議案の採決を行います。
本決議案に賛成の方の挙手をお願いいたしま
す。

〔賛成者挙手〕
○委員長(鈴木貞敏君) 全会一致と認めます。
よつて、本決議案は全会一致をもって本委員会の
決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、大原農林水産大臣から
発言を求められておりますので、この際、これを
許します。大原農林水産大臣。
○国務大臣(大原一三君) ただいまの御決議につ
きましては、その趣旨に従ひ、最近の畜産をめぐ
る情勢を踏まえつつ、十分に検討してまいり所存

でございます。

○委員長(鈴木貞敏君) 次に、農林漁業金融公庫
法の一部を改正する法律案を議題といたします。
提出者衆議院農林水産委員長松前仰君から趣旨
説明を聴取いたします。松前君。

○衆議院議員(松前仰君) ただいま議題となりま
した農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し
上げます。

乳業施設資金融通制度は、酪農及び乳業の健全
な発展に資するため、乳業を営む者に対し、農林
漁業金融公庫から、その乳業施設の改良、造成等
に必要な資金を融通することを目的として、昭和
三十六年に創設されました。

自來、本制度による貸付実績は、平成六年度ま
でに三百九十九件、約三百七億円に上り、中小乳
業を中心とした乳業の合理化と近代化及びこれ
を通じた酪農の健全な発展に大きな役割を果たして
まいりました。

一方、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意
の実施に伴い、今後、国際化の進展が見込まれる
中で、我が国酪農・乳業の安定的発展を図ってい
くためには、乳業工場の統廃合による牛乳・乳製
品の製造販売コストの低減を強力に推進し、我が
国乳業の国際競争力の強化を図ることが喫緊の課
題となつております。

本案は、こうした課題にこたえるため、本年三
月三十一日をもって期限切れとなる本制度をさら
に平成十三年三月三十一日まで五年間延長すると
ともに、貸付金の償還期限を現行の十八年以内か
ら二十年以内に延長しようとするものでありま
す。

以上が本案の提案の趣旨及び内容であります。
何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださ
いますようお願い申し上げます。

○委員長(鈴木貞敏君) 以上で趣旨説明の聴取は
終わりました。
これより質疑に入ります。――別に御発言もな

いようですから、これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木貞敏君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案の審査報告書の作成につきまして、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり)

○委員長(鈴木貞敏君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十三分散会

三月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、減反政策中止、食料の自給率向上等に関する請願(第四一一号)

第四一一号 平成八年三月五日受理

減反政策中止、食料の自給率向上等に関する請願

請願者 宮城県古川市中里四ノ一七ノ七〇

村山むつ子外六十一名

紹介議員 須藤美也子君

国民の願いは、「主食は国内自給」であり、「食品の安全性は守ってほしい」ということにある。また、阪神大震災は、地域の農業や農地、食糧の安定的な確保の必要性を教えている。ところが、第百三十一回国会では、国民の世論も、圧倒的多数の自治体議会の要請も無視して、米を始めとするすべての農畜産物の輸入自由化を進めるWTO協定(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定)の承認が強行された。しかし、国会審議の中で、すべての自由化は国際的な義務ではなく、各国が自由化除外品目を設定していることが明らかになっ

た。アメリカでは、WTO協定よりも国内法が優先することさえ確認している。「例外はない」と国民をだまし、三度の国会決議も踏みにじって強行された協定は改正を求めるのが当然である。WTO協定は第十条に、加盟各国は改正の提起ができることと、三分の二の賛成があれば改正できることをうたっており、WTO協定の改正を強く求める。WTO協定が実施に移されれば、地域農業が壊滅的な打撃を受けることは政府自身も認め、第百三十一回国会での国会決議にも述べられているとおりで、三十七%しかない食料自給率(平成五年度は、いよいよ低下してしまふ。また、WTO協定では食品の安全基準の緩和も義務付けられ、抗生物質や合成ホルモン剤、これまで認められなかった農薬の残留、大量の新たな添加物の使用も容認されるなど、国民の命と健康にとっても大変な事態となる。ついでには、国民の食糧と健康、地域農業・地域経済を守るため、さらには世界の食料不足に備えるためにも、次の事項について実現を図らねばならない。

一、減反をやめるなど、地域農業を守り、食料の自給率向上のための施策を実施すること。

二、輸入米と国産米のブレンド販売はやめること。学校や病院・保育所の給食は、国産米百%で供給すること。

三月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(衆)

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三項中「平成八年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改める。

附則第二十四項中「十八年以内」を「二十年以内」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

三月二十六日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は三月二十五日)
一、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(衆)

平成八年四月四日印刷

平成八年四月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局